

議案第6号

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

(森林法の一部改正)

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「農林水産大臣に協議しなければ」を「当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に依り、当該各号に定める手続を経なければ」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。
- 二 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。

三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。

第五章 国土交通省関係

(公営住宅法の一部改正)

第九条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「の全部又は」を「(以下この号において「公営住宅等の存していた土地」という)の全部若しくは」に、「建設し、又は」を「建設し、若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は公営住宅等の存していた土地に近接する土地に、新たに当該除却する公営住宅に代わるべき公営住宅を建設し、若しくは新たに当該除却する公営住宅及び共同施設に代わるべき公営住宅及び共同施設を建設する事業(複数の公営住宅の機能を集約するために行うものに限る。)」を加える。

第十六条第一項ただし書中「による」の下に「報告の」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業主体は、公営住宅の入居者(介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第五条の第二項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第四項において同じ)が第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に依り、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができ、第二十八条第三項中「から第五項まで及び」を「第五項及び第六項並びに」に改め、同条に次の二項を加える。

4 事業主体は、公営住宅の入居者が第二項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十六条第四項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第四項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができ、第十六条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条第八項中「第十六条第四項及び第五項」を「第十六条第五項及び第六項」に、「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第二項」を「第四項並びに前条第

二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の政令」を「第一項の政令で定める基準及び前項の条例」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡しを請求に係る収入の基準を別に定めることができる。

第三十四条中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「又は第二十九条第八項」を「若しくは第五項又は第二十九条第九項」に改める。

第三十七条第二項に次の一号を加える。

三 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合には、当該建設をする土地の区域

第三十七条第四項中「土地の適正かつ合理的な利用」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。
- 二 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合には、当該公営住宅又は公営住宅及び共同施設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されること。

第四十三条第一項中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同条第二項中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十四条第四項中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同条第五項中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十七条第三項第四号中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第十条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「機関」の下に「並びに国土交通大臣」を加え、「聴く」とともに、国土交通大臣に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第十二項を削り、同条第十一項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第七条(農業災害補償法第四十三條の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。)及び第十条の規定並びに附則第六條から第八條まで、第十三條及び第十四條の規定(公布の日)
- 二 第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第八條及び第九條の規定並びに附則第四條、第五條、第十條及び第十一條の規定(公布の日から起算して三月を経過した日)
- 三 第五條(児童福祉法第二十四條第一項の改正規定を除く。及び第六條の規定(平成三十一年四月一日

参考

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年四月二十六日

(抜 粋)

法律第二十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第三条)
- 第二章 総務省関係(第四条)
- 第三章 厚生労働省関係(第五条・第六条)
- 第四章 農林水産省関係(第七条・第八条)
- 第五章 国土交通省関係(第九条・第十条)

附則

第一章 内閣府関係
 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)
 第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第三条第一項中「都道府県」の下に「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。以下同じ。))を加え、「施設が都道府県に所在する施設であつて、都道府県が単独又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。である場合にあつては、当該指定都市」に改め、「都道府県知事」の下に「当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長」を加え、「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「基づく都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「都道府県」及び「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第三項中「都道府県」の下に「及び指定都市」を、「都道府県」の下に「当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市」を、「都道府県知事」の下に「当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長」を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の長、第八項及び第九項、次条第一項、第七條第一項及び第二項並びに第八條第一項において同じ。」を、「市町村」の下に「指定都市を除く。」を加え、「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。」を削り、同項第四号二中「以下ホ」を「ホ」に改め、同条第九項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を、「第三項」の下に「の当該都道府県又は指定都市」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

第三条第七項中「市町村」の下に「指定都市を除く。」を加え、同項ただし書中「同じ。」の下に「指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあつては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。」を加え、同項第一号中「第六十二条第二項第一号」の下に「の規定」を加え、「区域」を以下この項及び第十七条第六項「区域指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあつては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域」をいう。以下この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三条に次の一項を加える。

12 指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

内閣総理大臣 安倍 晋三